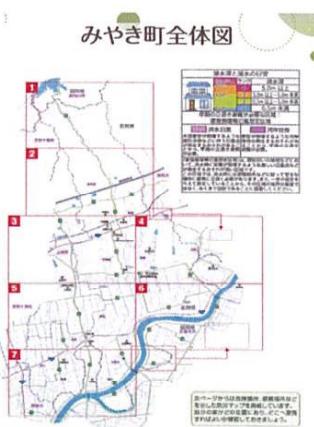


(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
① 地域の概要・立地	
<p>当町は佐賀県の東部、佐賀市から東約20km、福岡市から南約30kmの場所に位置している。面積51.92km<sup>2</sup>、総人口25,758人（男12,354人 女13,384人）、世帯数10,132世帯（令和2年12月末現在）。東部は佐賀県中核都市の鳥栖市と接し、北部（那珂川市）と南部（久留米市）で福岡県に接している。脊振山系に源を発した寒水川、切通川などが、なだらかな丘陵地帯と田園地帯を流れて筑後川に注いでおり、北部の山田公民館付近の標高は約80m、南部の向島公民館付近は約4mと高低差が大きくなっている。当町で発生する災害は、大雨による山間部、丘陵部の急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨被害、干害、雷害、雪害などがある。</p>	
②想定される災害リスク	
(洪水：ハザードマップ)	
<p>当町のハザードマップについては、想定し得る最大規模の降雨により、筑後川、寒水川、通瀬川及び田手川が氾濫した場合の浸水状況を予測したものだが、県道北茂安三田川線以南については、ほとんどの箇所で農地部分で5m未満、集落部分でも3m未満の浸水を予測しており、洪水が発生した場合は甚大な被害が想定される。また、これ以外も特に河川沿いの箇所については、河岸浸食が発生する恐れがあり注意が必要となっている。</p>	
<p>当町で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものであるが、<u>日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、8月、9月の台風シーズンの順</u>となっている。町内の寒水川、通瀬川、井柳川等の流域では水害をたびたび引き起こしている。</p>	
<p>また、当町の南部には阿蘇山を水源として九州北部地方を東から西に熊本・大分・福岡・佐賀の4県を流れ有明海へそぐ筑後川があるが、昭和28年6月25日～26日の大雨の際は当町にも甚大な被害をもたらしている。</p>	
(土砂災害：ハザードマップ)	
<p>当町の山地丘陵の占める割合は、5分の1程度であるが、土砂災害警戒区域が簗原、原古賀、東尾、白壁地域に集中し93箇所あり、過去にも災害が発生しており、今後も発生する可能性は高い。</p>	
<p>また、指定されていない箇所についても、傾斜部等は土砂災害の発生する可能性があるため注意が必要となっている。</p>	



<みやき町洪水ハザードマップ>

#### (地震：ハザードマップ)

当町の地震ハザードマップによると、当会が立地する地域は佐賀平野北縁断層帯の上に位置しており、最大震度7の地震が発生した場合、地震時の震度は6弱から7までの地域が8割近くを占めており地震発生の際の影響が大きいことを示している。また、町の中南部は大半の箇所で液状化の危険度も高いと予想されている。

これまで、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震の際に震度6弱、平成28年4月の熊本地震では、4月16日未明の地震で震度5弱を観測しており、今後も大規模な地震が起こりうる可能性も否定できない。

#### (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、町民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの町民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

#### (その他)

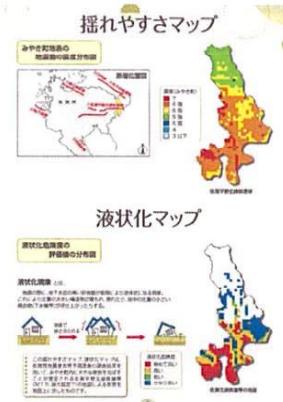
当町は、台風が来襲する頻度が高く接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月末から9月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強く、中心から離れていても強風の影響を受けやすく、農産物の倒伏や構築物の破損など過去においてたびたび被害を受けている。

#### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 711社
- ・小規模事業者数 648社

#### 【内訳】

		令和2年4月1日現在		
業種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建設業	145	143	町内に広く分布
	製造業	103	84	〃
	卸・小売業	171	152	中原・北茂安・三根校区の人口密集地に多い
	飲食店・宿泊業	58	56	国道34号線・北茂安線・江見線の幹線道路沿いに多い
	サービス業	192	177	町内に広く分布
	その他	42	36	〃
	合 計	711	648	



### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

- ・みやき町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年11月）
- ・みやき町地域防災計画の策定（平成29年5月策定）
- ・みやき町国土強靭化地域計画の策定（令和2年3月策定）
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップなどの配布や出前講座の開催
- ・災害情報共有システム（ニアラート）・緊急速報メール・防災行政無線・広報車・ホームページ・SNS（フェイスブック等）など複数の手段による伝達方法の整備

#### 2) 当会の取組

- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のBCP策定セミナーへの参加推進
- ・個別事業者に対するBCPの必要性に関する周知啓蒙
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進

## II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、みやき町商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に応える体制が出来ていない。

更には、近年災害が多発している中、災害に関する損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るために、職員の災害に関する損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、BCP策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、町内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関する保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップやハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について周知する。
- 会報や町広報、ホームページ、メーリングリスト・SNS等において、国、県、町の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当町や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 事業継続力強化計画の策定支援

- 小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

3) 事業継続計画の作成

- 令和2年8月に、佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考にみやき町商工会事業継続計画を作成。全職員共有するとともに災害に関する知識・ノウハウを習得、平時・緊急時に対応できる体制を構築する。

4) 関係団体等との連携

- 全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険（株）及び東京海上日動火災保険（株）や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- 関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

5) フォローアップ

- 小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者BCP等取組状況を確認する。
- 当会と当町で、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、当会、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### <2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う（電話だけでなく、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する）。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・町内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・町内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	共有頻度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。（必要に応じ頻度を増やす）
2週間～1か月	1日に1回共有する。
1か月～2か月	1週間に1回共有する。
2か月～3か月	2週間に1回共有する。
3か月以降	1か月に1回共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

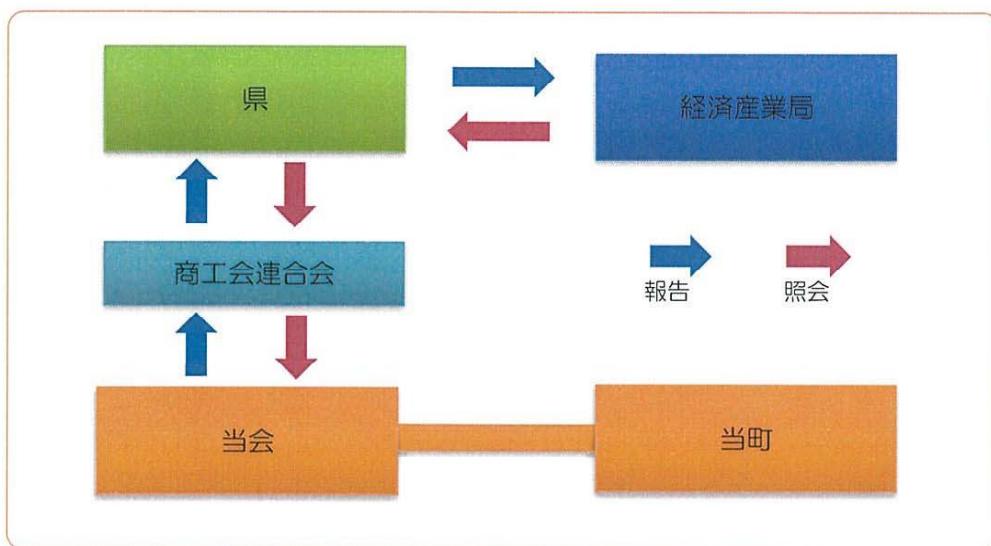
- ・みやき町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当会と当町で被害情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等

について決める。

- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
  - ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
  - ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。



#### ＜4. 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会と当町で開設方法等について協議のうえ相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
  - ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所かつ新型ウイルス感染症等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。
  - ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
  - ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、町内小規模事業者等へ周知する。
  - ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

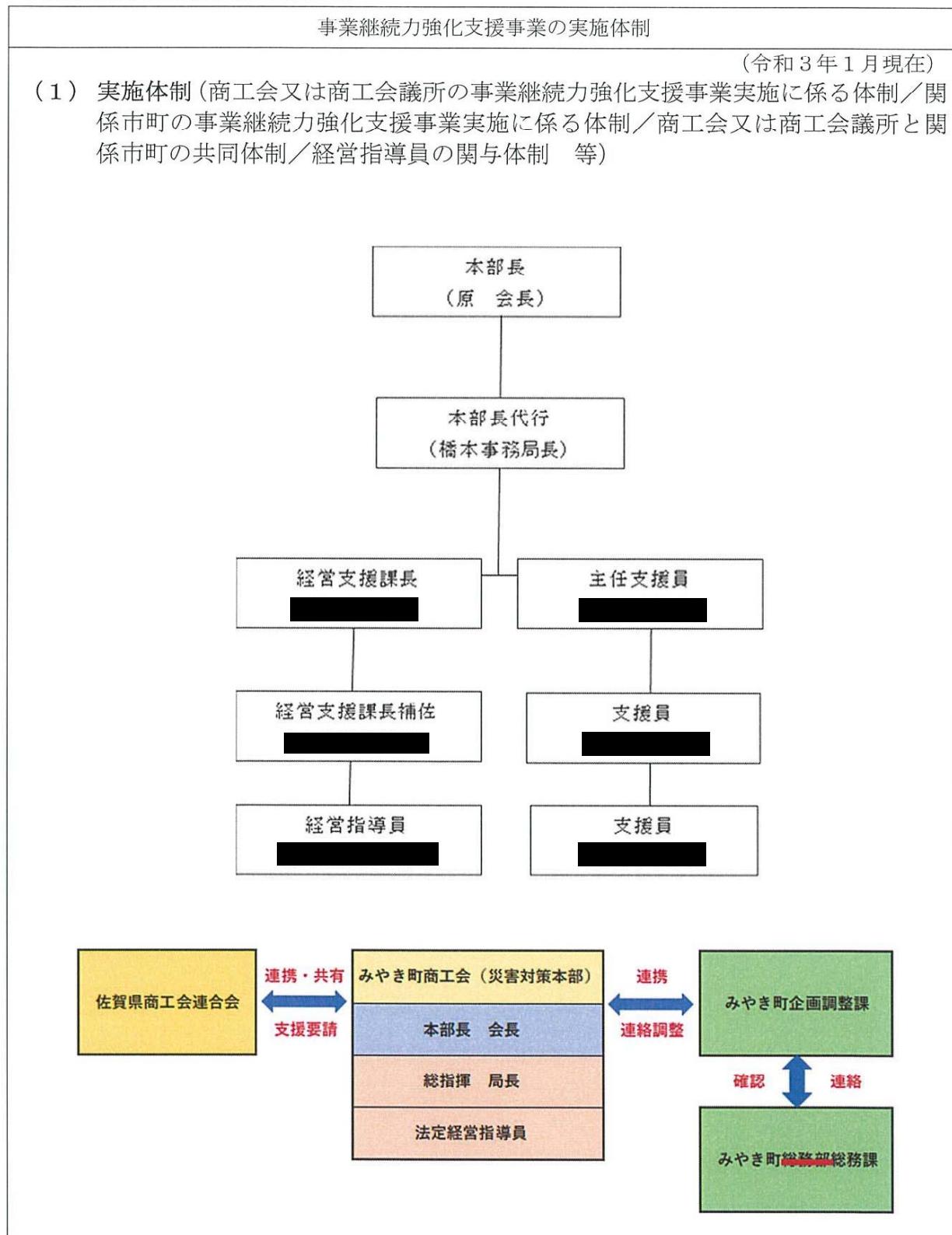
## ＜5．町内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・当会、当町で協議のうえ、国や県、県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
  - ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。
  - ・支援にあたっては新型ウイルスの状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 [REDACTED] (連絡先は後述(3)①参照)

※複数の場合は、全員記載する。

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

みやき町商工会 経営支援課

〒849-0101 佐賀県三養基郡みやき町原古賀1043番2

TEL: 0942-94-3328 / FAX: 0942-94-4745

E-mail: miyaki@sashoren.or.jp (代表)

②関係市町

みやき町 企画調整課

〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737-5

TEL: 0942-89-1655 / FAX: 0942-89-1650

E-mail: kikakuchousei@town.miyaki.lg.jp (代表)

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	210	210	210	210	210
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・通信費	50	50	50	50	50
・防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、補助金（国・県・町）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
なし
連携して実施する事業の内容
① ② ③
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③
連携体制図等
① ② ③